



厚生労働省福島労働局発表
令和8年1月26日

担当	福島労働局 労働基準部
	健康安全課長 斎藤 勝
	安全衛生係長 皆川 将延
	電話 024-536-4603 (直通)

福島労働局と全国健康保険協会福島支部との間で、「働く世代のメンタルヘルス対策を含めた健康づくりの推進に関する包括的事業連携協定」を締結します

福島労働局（局長 岡田直樹）は、昨年5月に改正された労働安全衛生法において、ストレスチェック制度※が労働者数50人未満の事業場に対して義務化されることになったことから、中小企業が多く加入する全国健康保険協会福島支部と連携・協力し、中小企業におけるストレスチェック制度の普及・定着を含め、働く世代のメンタルヘルス対策の推進を図ること等を目的として、健康づくりの推進に関する包括的事業連携協定を締結することとしました。

なお、本協定においては、メンタルヘルス対策の推進のほか、健康診断の受診及び特定保健指導の実施促進など健康づくりの推進に関する8つの項目について連携・協力を図ることとしています（具体的な連携・協力事項等については別添参照）。

協定締結に当たり、福島労働局長及び全国健康保険協会福島支部長が出席し、以下のとおり締結式を開催します。



1 日 時：令和8年1月30日（金）午前10時45分～

（午前10時より開催予定の局長記者会見終了後、引き続き締結式を開催します。なお、局長記者会見の都合により、締結式の開始時刻が前後する場合がありますので、局長記者会見に出席しない場合には午前10時30分までにお集まり下さい。）

2 場 所：福島市花園町5番46号 福島第二地方合同庁舎1階会議室

3 取材申込：以下のメールアドレスにて、①報道機関名、②出席者氏名、③連絡先電話番号を記載の上、1月28日（水）までにお申込みください。

出席者登録用メールアドレス：

kenkouanzenka-fukushimakyoku@mhlw.go.jp

※「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスを溜めすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

働く世代のメンタルヘルス対策を含めた健康づくりの推進に関する 包括的事業連携協定について

趣旨

- 福島労働局が所管する労災保険においては精神障害に係る労災請求件数及び支給決定件数が年々増加傾向にあり、全国健康保険協会福島支部が所管する健康保険においては精神疾患に係る傷病手当金の請求割合の増加や精神疾患に係る医療費が全国と比較して非常に高いなど、両者においてメンタルヘルス対策は急務となっている。
- 福島労働局では、令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法において、ストレスチェック制度が労働者数50人未満の事業場に対して義務化されることになったことから、施行日（公布後3年以内に政令で定める日）までに労働者数50人未満の事業場に対して改正法の内容とストレスチェック制度の周知・普及を図る必要があるところ、全国健康保険協会福島支部の加入事業所のほとんどが労働者数50人未満の事業所となっている（令和7年11月時点における加入事業所数37,791のうち、50人未満の事業所数が36,496と、事業所全体に対する50人未満の事業所の割合が96.6%を占める）ことから、両者が連携することにより、中小企業に対するストレスチェック制度の普及・定着など働く世代のメンタルヘルス対策について、効果的かつ効率的な周知啓発の実施、取組の促進などが期待される。
- 福島県民は、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の死亡率が全国ワーストクラスの状況にあり、その原因となる生活習慣に関する指標についても厳しい状況にあることから、労働者等に関する健康づくりの推進に取り組む両者が連携することにより、福島県民のより一層の健康的な生活の実現を図ることが期待される。

【連携・協力事項】

- 働く世代のメンタルヘルス対策の推進に関する事項。特に、労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェック制度の普及・定着の推進に関する事項。
- 健康診断の受診及び特定保健指導の実施促進に関する事項。
- 事業場から全国健康保険協会福島支部への健康診断データの提供の促進に関する事項。
- 要治療者に対する受診勧奨に関する事項。
- 健康経営®※の普及及び促進に関する事項。
- メンタルヘルス対策に関する資料や健康の保持増進に関する周知啓発資料の配布など広報事業に関する事項。
- 独立行政法人労働者健康安全機構福島産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨に関する事項。
- その他、福島県民の健康づくりの推進に向けた取組みに関し必要な事項に関する事項。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。